

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この業務委託による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この業務委託による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この業務委託が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この業務委託による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと及びその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 受託者は、この業務委託による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この業務委託による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この業務委託による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受託者は、委託者の指示又は承認があるときを除き、この業務委託による業務に関して知り得た個人情報を業務委託の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(作業場所の指定)

第6 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この業務委託による個人情報を取り扱う業務を処理するときは、委託者の指定する場所において行わなければならない。

(複写、複製及び持ち出しの禁止)

第7 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この業務委託による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又は委託者が指定する作業場所等から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この業務委託による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第9 受託者は、この業務委託による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第10 受託者は、この業務委託に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(実地調査)

第11 委託者は、受託者がこの業務委託による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第12 委託者は、受託者がこの業務委託による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、業務委託契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(委託)